「大雨・洪水・暴風警報及び特別警報」による臨時措置について(お知らせ)

本校の警報・特別警報発令時の臨時措置は以下の通りです。

なお、暴風警報、大雨警報、氾濫警報や特別警報が発令されていない場合でも、通学が困難と思われる場合には、安全が確認できるまで自宅で待機させるなど、お子様の登下校の安全に引き続きご配慮くださいますようお願いいたします。再度、臨時措置のご確認をよろしくお願いいたします。

午前6時30分の時点で、玉野市に暴風警報、レベル3大雨警報、レベル3氾濫警報、レベル4以上の危険警報又は特別警報が発令されている場合、生徒は自宅待機とする。また、岡山市と倉敷市ともに上記の警報が発令されている場合も、生徒は自宅待機とする。

午前8時45分の時点で、上記の警報が解除されていない場合は、臨時休業とし登校も禁止する。

午前6時30分から午前8時45分の間に上記の警報が解除された場合には、3時間目から授業を行う。

玉野市、岡山市又は倉敷市のいずれにも上記の警報が発令されていないが、生徒の現住所で発されている場合は、該当生徒は自宅待機とする。また、道路・橋の損壊などで危険な場合、交通機関の停止、自宅の損害が著しい場合などには学校へ連絡の上、その障害が取り除かれるまでは自宅待機とする。

その他の警報については、特に指示のない限り、安全に留意して通常通り登校させる。